

JICAの投資促進分野における 協力について

2017年11月14日

独立行政法人国際協力機構(JICA)

産業開発・公共政策部

民間セクターグループ

- 1 JICAとは？
- 2 JICAの特徴
- 3 JICAの民間セクター開発支援の概観
- 4 ビジネス環境整備分野の協力
- 5 産業振興・中小企業振興分野の協力
- 6 投資促進分野の協力
- 7 案件事例①～④

参考資料：JICAの組織概要

1 JICAとは？

- JICAは、我が国の優れた人材・技術、資金を活用し、開発途上国における貧困削減等の課題解決に取り組む政府開発援助（ODA）の実施機関。
- 開発途上国向け技術協力、円借款、海外投融資、無償資金協力業務と共に、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、国際緊急援助隊の派遣も担う。
- ODAを通じたインフラ整備、政策制度整備、人材育成等を通じ、開発途上国の貿易投資環境の改善にも貢献。



2 JICAの特徴

フィールドの強み

海外約100カ所（主に途上国）、国内14カ所の拠点を有し、各分野の情報提供、事業実施を通じた経験・ノウハウの紹介等が可能です。

ネットワークの強み

50年以上の協力で培われた現地の政府・産業界・NGO等多様な関係機関との「人的ネットワーク」と「信頼関係」があります。

専門人材

途上国事業に精通した職員（本邦・海外）を擁しているほか、外部専門家人材の動員も可能です。

総合力、公的援助機関の強み

資金協力、技術協力等多様なメニューを用意しています。公的援助機関として事業環境整備に向けた途上国政府への政策・制度面の働きかけが可能です。

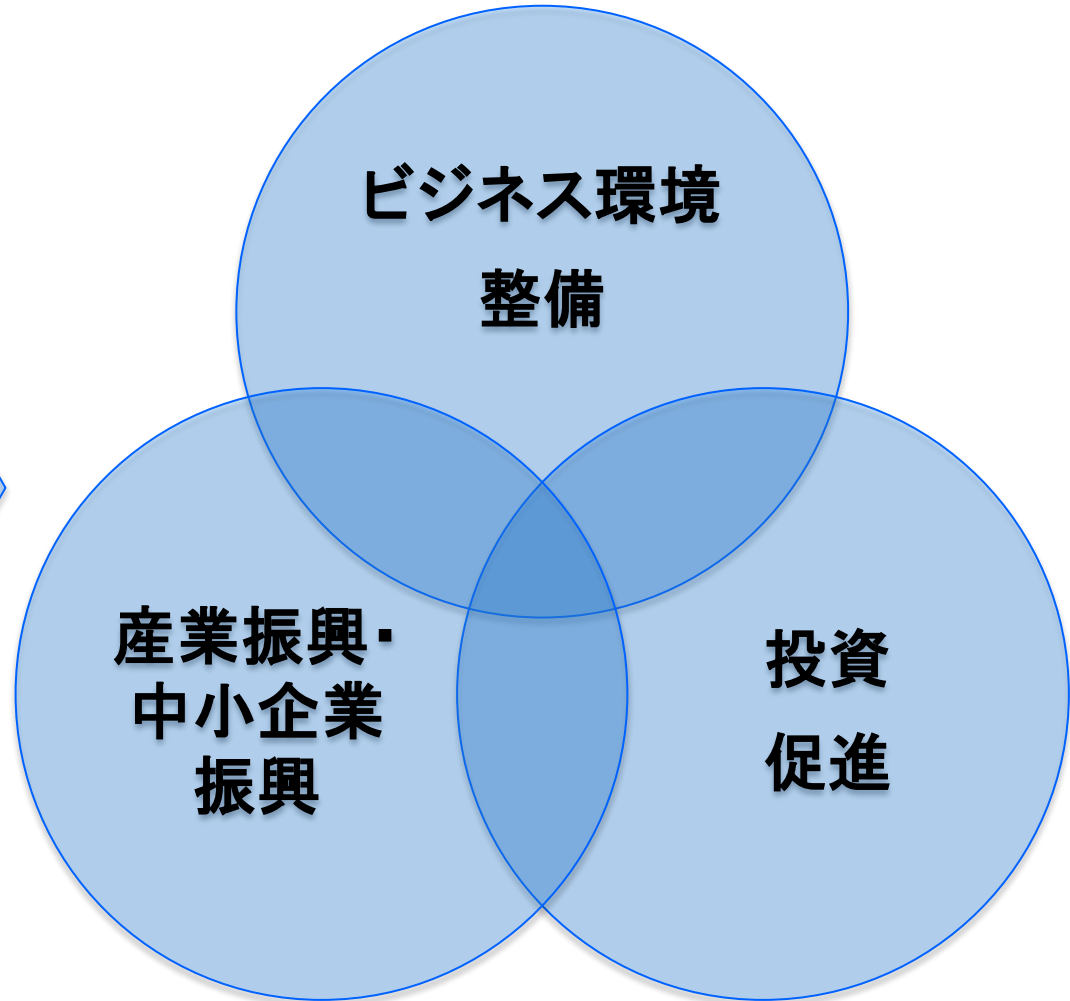
3 JICAの民間セクター開発支援の概観

民間連携事業

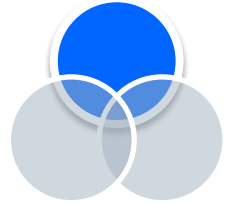
- ・海外投融资
- ・中小企業海外展開支援
- ・PPPインフラ事業
- ・草の根技術協力事業等



技術協力事業・円借款事業



4 ビジネス環境整備分野の協力



- 産業振興政策・マスタープランの策定

当該国の経済状況、国際競争力、国際分業における位置づけを踏まえた、産業全般／対象業種の振興に係る政策・計画の策定支援

- ビジネス基盤制度の整備

企業の製品開発、生産、取引の円滑化のための制度インフラ＝産業基盤の整備
法制度整備の推進（会社法、独占禁止法、民事訴訟法等）

知財エンフォースメント強化

我が国に知見のある分野での途上国における基準認証制度の確立・強化の検討

- 工業団地・経済特区の整備

周辺インフラを整備。優遇措置の付与、制度整備、団地・特区の運営方式（官民役割分担含む）の検討

- 経済インフラの整備

運輸交通、電力、通信網等の企業活動に必要な経済インフラの整備

【ビジネス環境整備分野の今後の展開】

産業振興政策・法制度関連の協力を展開。FDI誘致、FDIとのリンケージを強化。

経済インフラの整備も積極的に実施

5 産業振興・中小企業振興分野の協力

- 関連政策・制度の整備、政策実施体制の確立

産業振興・裾野産業政策の整備、中小企業関連政策・制度の整備、
省庁間連携の強化

- 企業・関係機関間の連携促進

ビジネスマッチング機能強化、クラスター振興

- 経営・技術能力の強化

中小企業向けコンサルタントの育成、公設試験・技術機関能力向上、品質管理・生産性向上支援

- 資金アクセスの向上

金融機関審査能力の向上、ツーステップローンの供与

- ビジネス・技術人材の育成

現地経営人材の育成・ネットワーク化(日本人材開発センター等)、起業トレーニング開催

【産業振興・中小企業振興分野の今後の展開】

政策・制度整備、産業人材育成等の支援を継続。途上国企業と我が国企業との連携、現地日系企業の事業展開や本邦企業の海外展開に資する協力も積極的に推進



6 投資促進分野の協力

- 投資促進政策の策定・実施

FDIを促進し、外国資金の移転、雇用創出、ノウハウ・技術の導入等を図るための政策の策定・実施

官民政策対話、開発政策借款

- 投資手続きの簡素化

各省庁で実施されている手続き(投資申請、許認可、優遇申請、会社登記、労働許可、土地所有、輸出入等々)の改善。

ワンストップサービスの導入・強化による事業開始・運営の円滑化

- 投資促進能力・体制の強化

投資促進機関が、投資情報提供、キャンペーン、投資相談、許認可手続き支援、創業時のアフターケア、各省庁間の調整、官民政策対話、投資政策改善・提言を行えるよう支援

投資促進戦略の検討、投資ウェブサイトの運営、投資ガイドブックの作成、投資ミッションの派遣、投資セミナー・ワークショップの開催、カントリーデスク(ジャパンデスク)の設置

【投資促進分野の今後の展開】

政策制度、プロモーション、人材育成の支援の強化。投資法、SEZ法、SEZ運営等に関する支援の推進



案件事例①: JICA 専門家 (投資促進分野)

- ✓ 開発途上国からの要請に基づき、各国政府へのアドバイザーとして、当該国のニーズに併せて「投資政策策定」、「投資促進機関能力強化」、「投資環境改善」等を支援

(参考) 現在アジアに派遣中の投資促進分野の専門家 (ジャパンデスク)

国	専門家肩書	所属	専門家氏名
インドネシア	投資促進政策アドバイザー	投資調整庁	(現在空席)
ベトナム	投資ビジネス環境整備 アドバイザー	計画投資省外国投資庁	矢代 博昭
ミャンマー	投資振興アドバイザー	計画財務省 投資・企業管理局	上田 隆文
インド	インフラ開発・投資促進 アドバイザー	デリー・ムンバイ間産業大動脈 開発公社	村山 勝彦
スリランカ	投資促進アドバイザー	投資促進省	堀口 英男
キルギス	投資促進アドバイザー	経済省投資促進庁	熊切 一郎
ネパール	外国投資アドバイザー	投資庁	玉田 幹雄
パキスタン	投資環境整備アドバイザー	投資庁	田中 裕子

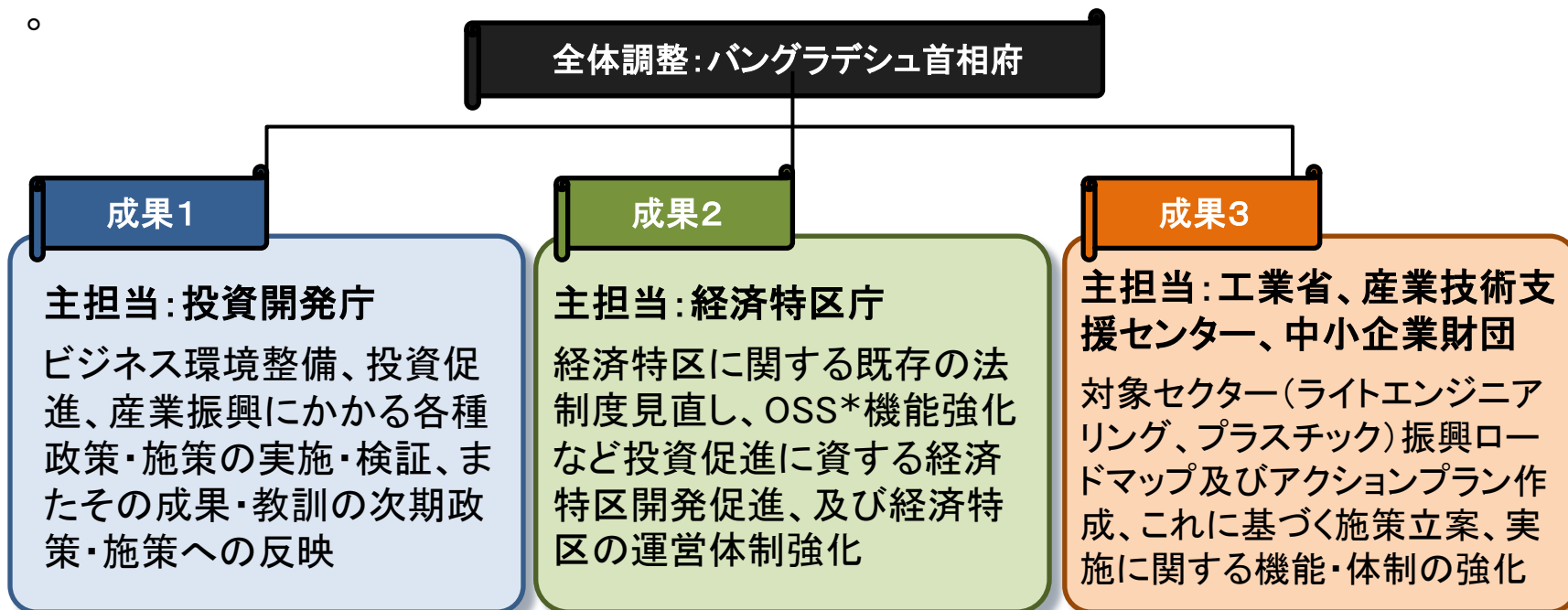
案件事例②: バングラデシュ投資促進・産業競争力強化プロジェクト(2017-2022)

1. 背景

バングラデシュ政府は同国開発計画にて、2021年までの中所得国化を国家目標としている。この実現には、外国投資促進を通じて産業多角化を実現し、輸出競争力のある産業を育成する必要があるため、日本へ支援を要請。

2. 協力概要

プロジェクトの目的: ビジネス環境整備、投資促進に資する経済特区開発促進、及び産業振興に係る施策の立案・実施、実施体制の強化により、外国直接投資と国内産業の連関の強化を図り、もって同国内の産業の多角化及び高度化に寄与する



*OSS=ワンストップサービス

案件事例③:ミャンマー・ティラワ経済特別区総合的支援



・ハードインフラ(電力、上水、アクセス道路、通信、港湾等)、ソフトインフラ(法制度整備、ティラワSEZ管理委員会能力向上等)の双方から総合支援。

案件事例③:ミャンマー・ティラワ経済特別区総合的支援 【技協】ティラワSEZ管理委員会の能力向上支援

1. 背景

ミャンマー政府は雇用創出や国民の所得向上の実現において海外直接投資を重視、ヤンゴン都市圏に位置するティラワ経済特区(SEZ)の優先的かつ早期の開発を推進。2014年1月にはSEZ法の改正がなされるなど投資関連法制も整備された。

ティラワSEZには管理委員会(Management Committee) (TSEZ-MC) とOne Stop Service Center (OSSC)が設置され、投資家サービスを提供しており、ミャンマー政府はTSEZ-MC及びOSSCの能力向上について日本の支援を要請。

2. 協力概要

プロジェクト目標: TSEZ-MC及びOSSCの能力強化を通じて、TSEZ-MCの自律的な運営体制が確立し、円滑かつ安定した運営が実施されることにより、TSEZに対する投資が促進される。

- ✓ (成果1) TSEZ-MC及びOSSCの自律的な組織運営体制確立
- ✓ (成果2) 投資モニタリング体制の確立
- ✓ (成果3) 各種申請・許認可に係る手続き・意思決定フローの円滑な運用

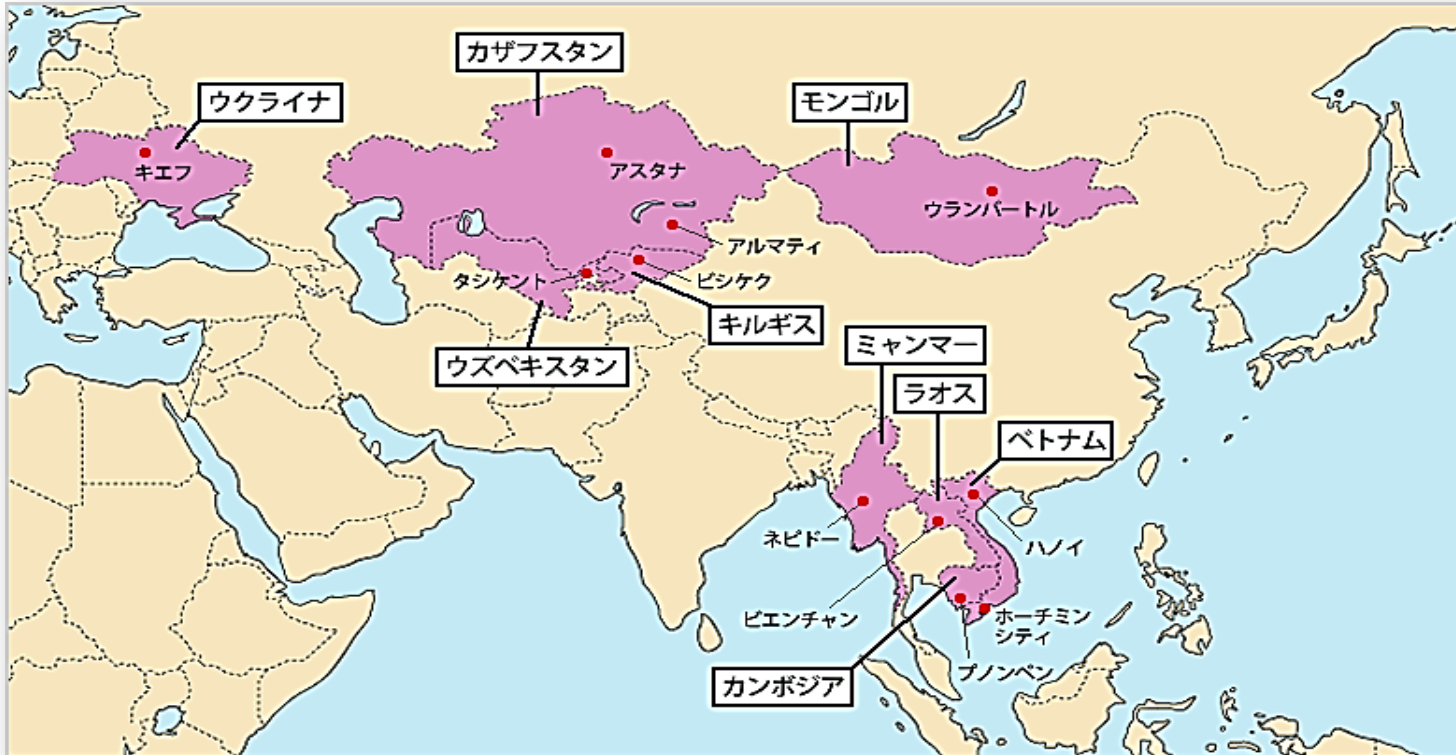
※代表的な許認可対象: 投資認可、輸入ライセンス、企業登記、納税者登録、労働許可、ビザ発行、外国人登録証明書、建設関連許可、環境アセスメント等

案件事例④：日本センタープロジェクト

(1) 日本センターとは

日本人材開発センター(通称:日本センター)は、中央アジアや東南アジア地域等の市場経済への移行を支援する目的で、各国のビジネス人材の育成と日本との人脈形成の拠点として、JICAの支援の下、2000年より順次開設。

これまで9か国に10センターを設置。うちJICAは7か国8センターに対して現在技術協力プロジェクトを実施中。



Source: <https://www.jica.go.jp/japancenter/>

案件事例④：日本センタープロジェクト

(2) 協力概要

ビジネスコース、日本語コース、及び相互理解促進コースの3つを柱に、当該国の経済発展への貢献と日本と相手国の交流促進を実施する拠点として活動。JICAはビジネスコースとセンター全般の運営に対して支援。

(3) これまでの実績

ビジネスコースの修了生：のべ12.0万人（近年は現地経営人材の育成を強化）

日本語コース修了生：のべ7.8万人

相互理解促進事業参加者：のべ72.9万人

(4) 今後の方向性

途上国における産業人材育成や、日本企業の現地進出をオールジャパン体制で支援するための拠点として、JICAの民間連携事業を含む他事業との連携や、産学連携のプラットフォームとしての機能を強化。

事業の柱

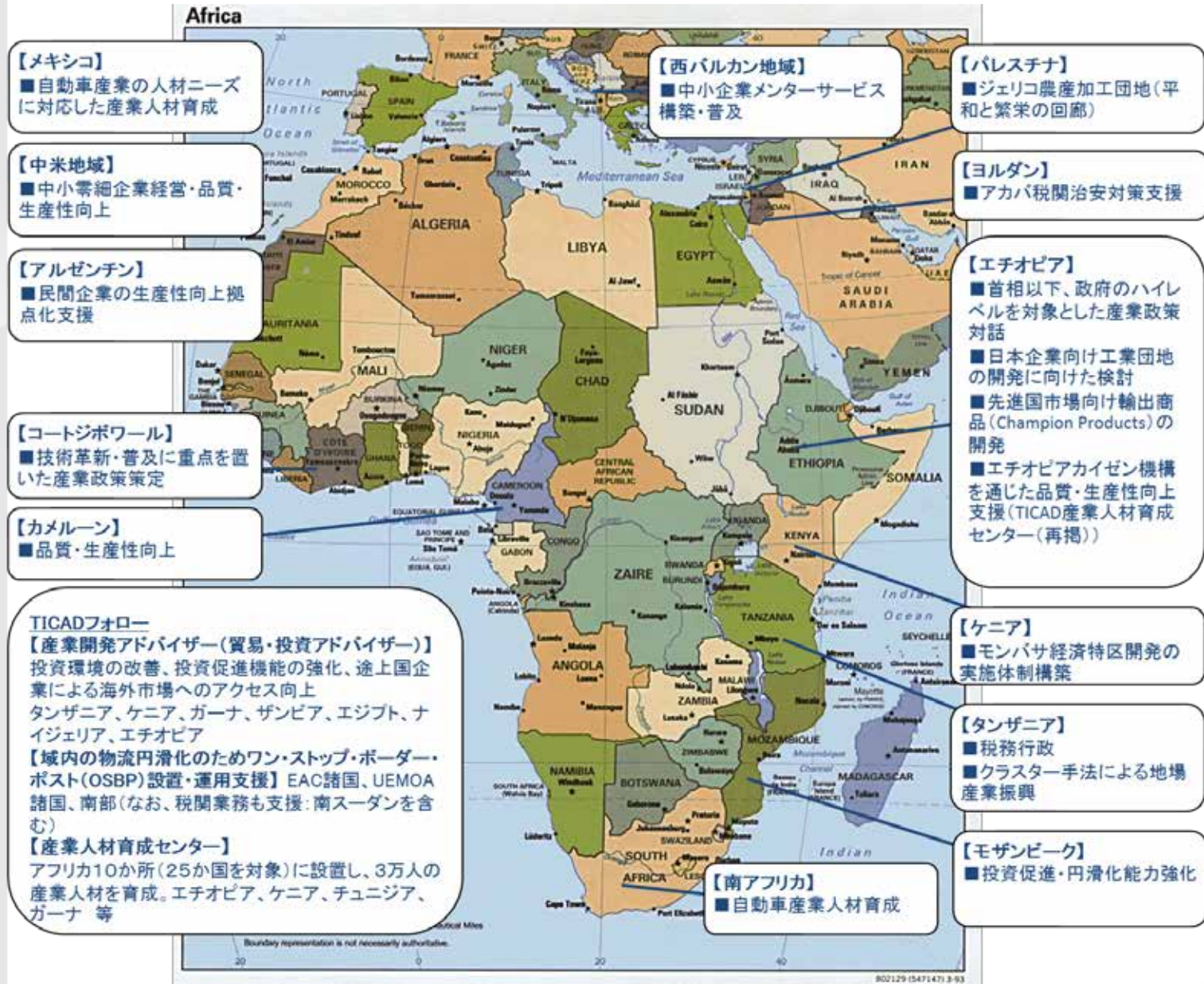
- ✓ 日本的経営哲学・手法の知見を有した現地経営人材の育成
- ✓ 現地経営人材と日本企業との交流推進・ネットワーク構築支援
- ✓ 現地に展開する日本企業の活動支援、及びその一環としての日本企業の海外展開支援事業における現地支援拠点

(参考)アジアにおける民間セクター開発支援(2017年度実施中の案件)



803378A1 (G00543) 7-08

(参考) アフリカ・中東・欧州・中南米における民間セクター開発支援 (2017年度実施中の案件)



(参考)民間企業が活用可能なJICA事業メニュー一覧

担当部署	スキーム名	予算上限	期間	対象者	目的
民間連携事業部 計画・監理課 TEL: 03-5226-6908	協力準備調査 (PPPインフラ事業)	最大1億5,000万円 ※1	制限無し	日本国登記法人	PPPインフラ事業への参画を計画している本邦法人からの提案に基づき、海外投融資または円借款を活用したプロジェクト実施を前提として、PPPインフラ事業の基本事業計画を策定し、当該提案事業の妥当性・効率性等の確認を行うものです。
民間連携事業部 連携推進課 TEL: 03-5226-6960	途上国の課題解決型ビジネス (SDGsビジネス) 調査 【旧: 協力準備調査 (BOPビジネス連携促進)】	5,000万円	最大3年間	日本国登記法人	開発途上国のSDGs達成に貢献するビジネス (SDGsビジネス) を計画している本邦法人からの提案に基づき、ビジネスモデルの開発、事業計画の策定、並びにJICA事業との協働事業の可能性について検討・確認を行うものです。
	開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業	2,000万円 ※2	最大2年間	日本国登記法人	開発途上国の政府関係者を主な対象とする本邦での研修や現地でのセミナー等を通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システム等への理解を促すと共に、開発への活用可能性検討を行うものです。
民間連携事業部 海外投融資課 TEL: 03-5226-8980	海外投融資	融資: 原則、総事業費の70%以内。 出資: 原則、出資部分の25%以内。	N/A	日本企業等が実施する事業	途上国の開発に資する民間企業等が行う事業に対して、融資・出資により支援を行うもの。既存金融機関等による支援が困難な事業に対して、途上国において多数の実績を有するJICAがリスクを取りつつ支援を行います。
国内事業部 中小企業支援調査課 TEL: 03-5226-9283	中小企業海外展開支援事業 基礎調査	850万円 (遠隔地域の場合は980万円 ※4)	数ヶ月~1年程度	中小企業等 ※3	中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業に必要な基礎情報の収集と事業計画案の策定を目的とするものです。
	中小企業海外展開支援事業 案件化調査	3,000万円 (機材の輸送が必要な場合は5,000万円)	数ヶ月~1年程度		中小企業等からの提案に基づき、技術・製品等を途上国の開発へ活用する可能性を検討することを目的とするものです。
国内事業部 中小企業支援事業課 TEL: 03-5226-6333	中小企業海外展開支援事業 普及・実証事業	1億円 (一部、1億5,000万円枠あり ※5)	1~3年程度		中小企業等からの提案に基づき、途上国の開発への技術・製品等の現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討することを目的とするものです。
国内事業部 市民参加推進課 TEL: 03-5226-8789	草の根技術協力事業 (草の根パートナー型)	1億円	5年以内	日本国の法人格を有する団体や企業等	国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業です。
	草の根技術協力事業 (地域提案型)	3,000万円 ※6	3年以内	提案者: 地方自治体 実施者: 地方自治体または地方自治体が指定する団体や企業	
青年海外協力隊事務局 参加促進・進路支援課 TEL: 03-5226-9323	民間連携ボランティア	N/A	原則1~2年 (相談により短期も可)	株式会社、持分会社、 中小企業団体	民間企業の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして途上国に派遣し、自社の海外展開に貢献するグローバル人材を育成する制度です。途上国でのボランティア経験を通じ、グローバル社会で活躍できる人材育成とともに現地ネットワークの構築を支援します。
国際協力人材部 PARTNER 事務局 TEL: 03-5269-9097	PARTNER (国際協力キャリア総合情報サイト)	N/A	N/A	企業、団体 (個人も登録可)	PARTNERとは、「開発途上国で事業を実施して人材を求めている企業・団体」と「国際協力の仕事に携わりたい人材」を結びつける「国際協力キャリア総合情報サイト」です。JICAボランティア経験者や専門家をはじめ、海外経験や専門性を有した人材が多数登録されているため、海外展開等で必要な人材を確保することが可能です。
国内事業部 大学連携課 TEL: 03-5226-8377	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) 修士課程およびインターンシッププログラム	N/A	インターンシップ: 通常2週間~最大半年まで (留学期間: 修士課程1年間~最大3年)	企業、団体 (個人も登録可)	本プログラムでは、アフリカ諸国にて産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生として日本へ受け入れ、本邦大学における修士課程教育とインターンシップの機会を提供しています。本プログラムのホームページより事前登録いただくことで、日本企業の海外展開のキーマンとなる留学生とネットワークを構築し、日本国内で現地の情報入手することが可能です。また、現地の人材を推薦し、本プログラムで育成することもできます。

※1 1件当たり、予備調査は3,000万円、本格調査は1億5,000万円から予備調査契約額を控除した額を契約金額の上限とする。予備調査を経ずに本格調査のみを行う場合は、1億2,000万円を上限とする。

※2 2014年度及び2015年度補正予算による「健康・医療特別枠」、2016年度補正予算による「健康・医療特別枠」「インフラシステム輸出特別枠」の事業は、上限5,000万円にて募集。

※3 企画書提出時点で日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業 (中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づく)、または中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体の一部 (事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合) で、会社または団体設立後1年以上経過している者を指す。詳細は各公示回の募集要項を参照のこと。

※4 遠隔地域 (東アジア、東南アジア、南アジア以外の地域) については国際航空運賃に関する経費を上限300万円まで別見積とし、それ以外の経費は上限680万円 (合計980万円)。

※5 複雑化した課題への対応や大規模/高度な製品を導入する場合等は、上限1億5,000万円とする枠を設定。

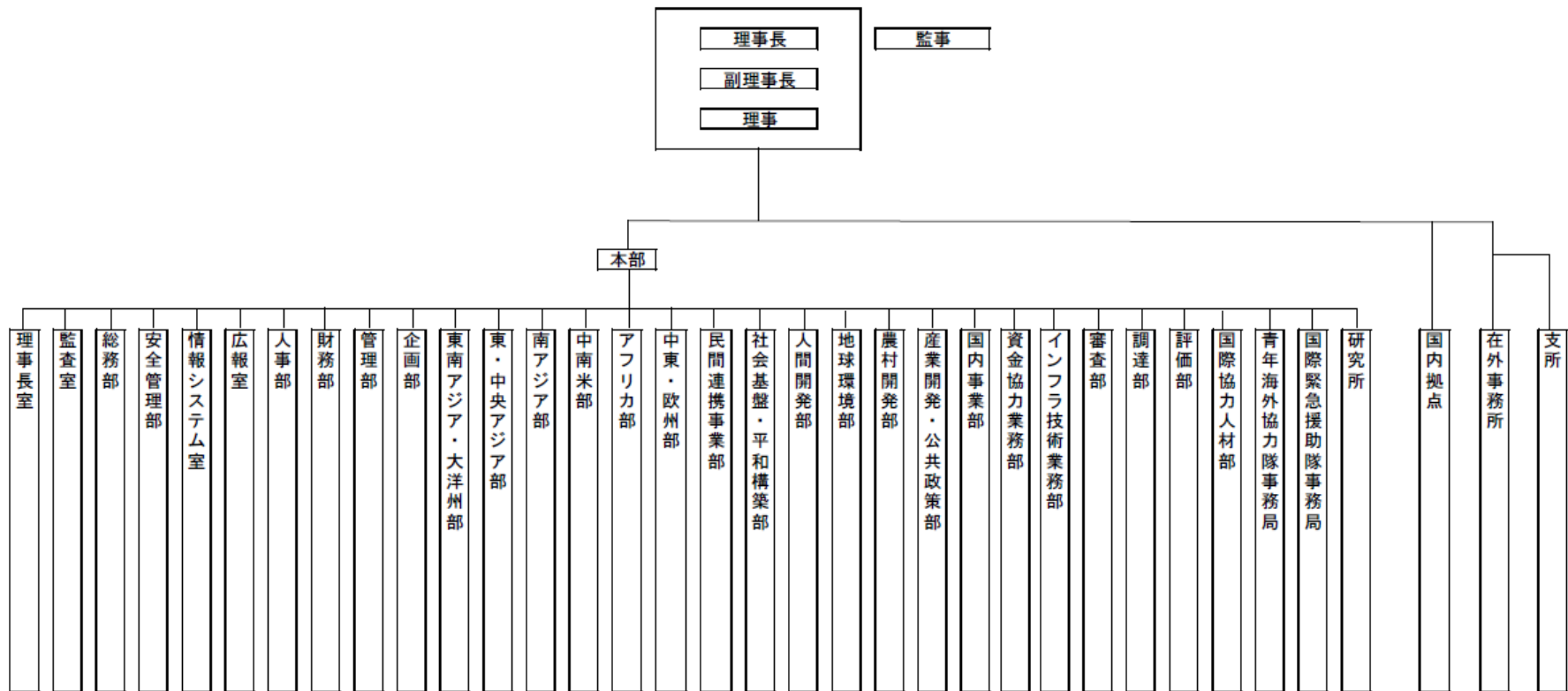
※6 2012年度、2013年度、2014年度、2015年度、2016年度は、地域提案型 (上限3,000万円) ではなく、地域活性化特別枠・地域経済活性化特別枠 (補正予算による事業) として上限6,000万円にて募集。

参考資料：JICAの組織概要

名称	独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency(JICA)
代表者	理事長 北岡伸一
所在地	本部/〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル1階～6階 TEL:03-5226-6660～6663(代表)
設立年月日	平成15年10月1日
設立目的	独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
資本金	8兆546億円(2017年3月末時点)
常勤職員数 (定員ベース)	1,882人(2017年3月末時点)

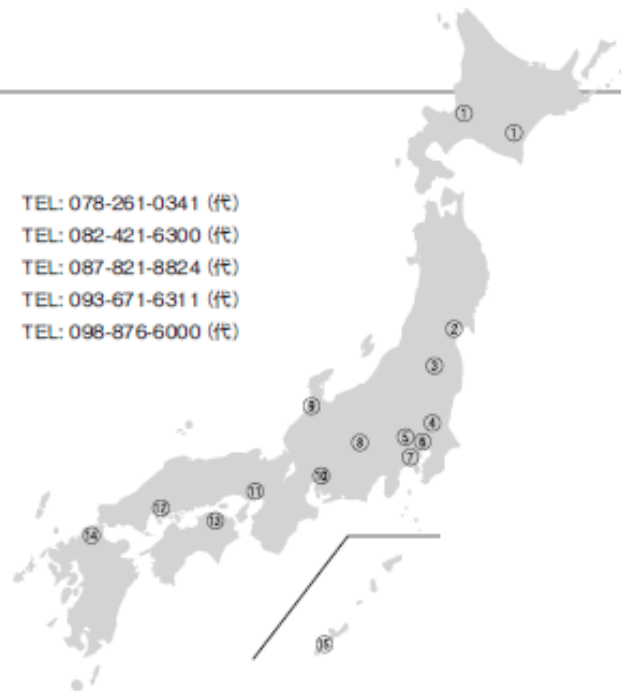
Source: <https://www.jica.go.jp/about/jica/index.html>

独立行政法人国際協力機構の機構
(2017年4月1日)



●国内拠点等 (地球ひろばを含む)

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① JICA 北海道
(札幌) / ほっかいどう地球ひろば
TEL: 011-866-8333 (代) | ⑪ JICA 関西
TEL: 078-261-0341 (代) |
| (帯広) TEL: 0155-35-1210 (代) | ⑫ JICA 中国
TEL: 082-421-6300 (代) |
| ② JICA 東北
TEL: 022-223-5151 (代) | ⑬ JICA 四国
TEL: 087-821-8824 (代) |
| ③ JICA 二本松
TEL: 0243-24-3200 (代) | ⑭ JICA 九州
TEL: 093-671-6311 (代) |
| ④ JICA 筑波
TEL: 029-838-1111 (代) | ⑮ JICA 沖縄
TEL: 098-876-6000 (代) |
| ⑤ JICA 東京
TEL: 03-3485-7051 (代) | |
| ⑥ JICA 地球ひろば
TEL: 03-3269-2911 (代) | |
| ⑦ JICA 横浜
TEL: 045-663-3251 (代) | |
| ⑧ JICA 駒ヶ根
TEL: 0265-82-6151 (代) | |
| ⑨ JICA 北陸
TEL: 076-233-5931 (代) | |
| ⑩ JICA 中部 / なごや地球ひろば
TEL: 052-533-0220 (代) | |



各国内機関のウェブサイトはこちらへ <https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/>

●海外拠点

世界約 90 カ所の拠点が窓口となって、各国のニーズに合った事業を展開しています。

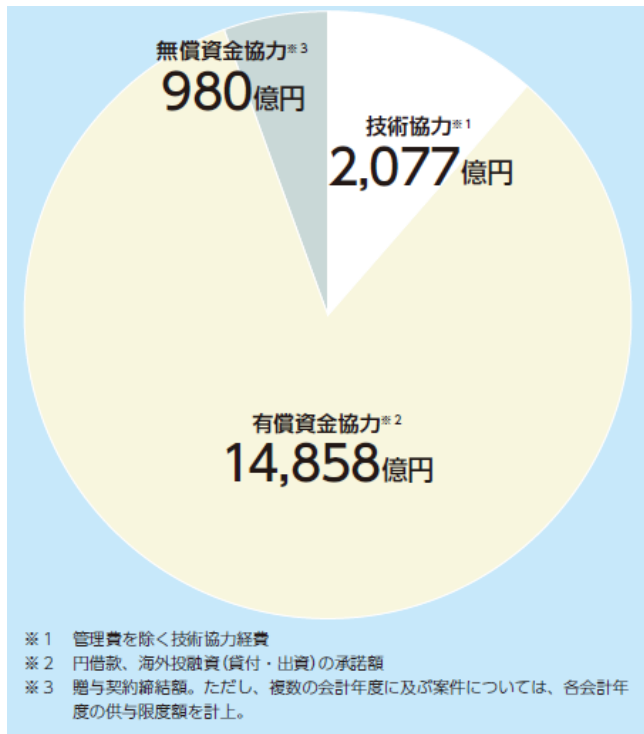


各国事務所のウェブサイトはこちらへ <https://www.jica.go.jp/about/structure/oversea/>

ODA と実施機関の歩み

1954年 10月	コロンボプラン加盟、日本の技術協力事業の開始	1987年 9月	国際緊急援助隊発足
1961年 3月	海外経済協力基金(OECF)設立 (日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立)	1994年 5月	研修員受け入れ数10万人達成
1962年 6月	海外協力技術事業団(OTCA)設立	1999年 10月	日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により、国際協力銀行(JBIC)設立
1963年 7月	海外移住事業団(JEMIS)設立	2003年 10月	独立行政法人 国際協力機構発足
1965年 4月	日本青年海外協力隊(JOCV、現青年海外協力隊)発足	2007年 5月	円借款供与国数が100カ国到達
1966年 3月	OECF初の円借款供与(対韓国)	2008年 10月	JBICの海外経済協力業務と外務省が実施してきた無償資金協力がJICAに統合
1974年 8月	国際協力事業団(JICA)設立	2015年 1月	青年海外協力隊、派遣隊員が4万人突破

■2016年度JICA事業規模



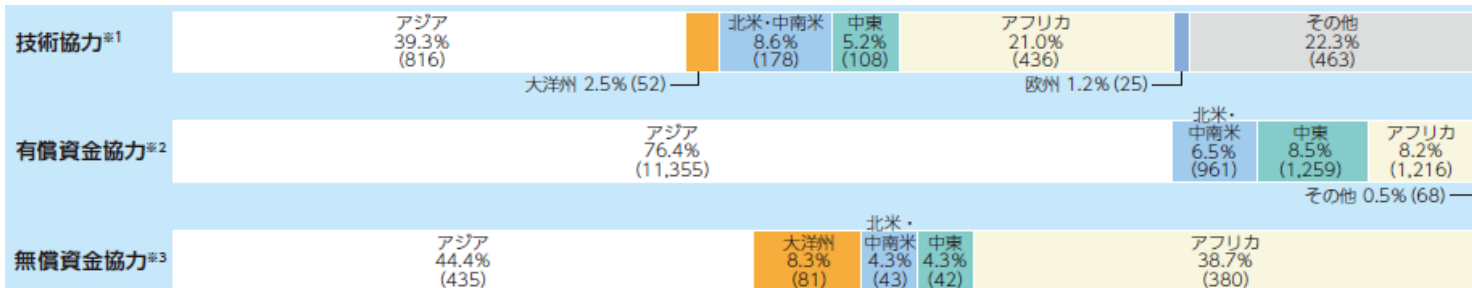
■2016年度JICA事業別実績

	2016年度	2015年度
技術協力 ^{※1} 計	2,077	1,917
研修員受入	212	186
専門家派遣	645	641
調査団派遣	602	475
機材供与	37	44
青年海外協力隊派遣	87	89
その他ボランティア派遣	33	35
その他	462	446
有償資金協力 ^{※2} 計	14,858	22,609
無償資金協力 ^{※3} 計	980	1,117

(注) 各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。

- ※1 管理費を除く技術協力経費
 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
 ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

■地域別の実績構成比(2016年度)



- ※1 ボランティア派遣、緊急援助隊に係る経費を含む経費実績 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
 ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。